

承認第5号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月12日提出

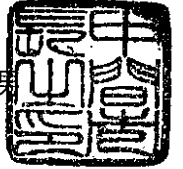
中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年度
中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年5月31日

中間市長 松下 俊男



平成24年度 中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）

平成24年度中間市の住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ583,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月31日

中間市長 松下 俊男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		2,030	580,880	582,910
	1 貸付金元利収入	2,030	580,880	582,910
補正されなかった款項に係わる額		970	0	970
歳入合計		3,000	580,880	583,880

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 前年度繰上充用金		1	580,880	580,881
	1 前年度繰上充用金	1	580,880	580,881
補正されなかった款項に係わる額		2,999	0	2,999
歳 出 合 計		3,000	580,880	583,880

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	2,030	580,880	582,910
補正されなかった款に係わる額	970	0	970
歳入合計	3,000	580,880	583,880

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 前年度繰上充用金	1	580,880	580,881				580,880	
補正されなかった款に係わる額	2,999	0	2,999					
歳 出 合 計	3,000	580,880	583,880				580,880	

2 歳 入

(款) 2 諸 収 入
(項) 1 貸付金元利収入

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		諸 収 入	2,030	580,880	582,910			
		貸付金元利収入	2,030	580,880	582,910			
	1	住宅改修資金貸付金元利収入	515	144,617	145,132	1 滞納繰越分元利収入	144,617	1 滞納繰越分元利収入 144,617
	2	福岡県住宅改修資金貸付金元利収入	34	10,461	10,495	1 滞納繰越分元利収入	10,461	1 滞納繰越分元利収入 10,461
	3	住宅新築資金貸付金元利収入	926	263,180	264,106	1 滞納繰越分元利収入	263,180	1 滞納繰越分元利収入 263,180
	4	宅地取得資金貸付金元利収入	555	162,622	163,177	1 滞納繰越分元利収入	162,622	1 滞納繰越分元利収入 162,622
補 正 額 合 計			2,030	580,880	582,910			

(住宅新築資金等特別会計)

3 歳 出

(款) 2 前年度繰上充用金
(項) 1 前年度繰上充用金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2								
	1	580,880	580,881	580,880				
	1	580,880	580,881	580,880				
	1	580,880	580,881	諸収入 580,880				
						22 補償補填及 び賠償金	580,880	1 [人権男女共同参画課] 前年度繰上 充用に要する経費 580,880 補償補填及び賠償金 (580,880)
補 正 額 合 計	1	580,880	580,881	580,880				

(住宅新築資金等特別会計)